

(案)

計 画 書

大阪都市計画都市再生特別地区の変更（市決定）

都市計画都市再生特別地区に堂島浜一丁目地区を次のように追加する。

種類	面積	建築物 その他の工 作物の誘導 すべき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建 _レ 率の 最高限度 (注1)	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの 最高限度	備考
都市再生特別地区 (堂島浜一丁目地区)	約 0.5ha	—	160/10	83/10	8/10	2,000 m ²	高層部 147m 中層部 81m	(注4)

注1) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。

注4) ただし、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度は都市計画公園内の建築物については適用しない。

「位置、区域、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の区分は説明図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、公共用歩廊及び道路の上空に設けられる渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」

理 由

都市再生緊急整備地域として定められている中之島・御堂筋周辺地域において、風格ある国際的な中枢都市機能集積地を形成し、水辺空間の利用や水辺景観に配慮した開発を行うこととしている地域整備方針の実現に向け、国際競争力の強化に資する宿泊機能や観光・文化発信機能等を導入するとともに、中之島公園（堂島公園）を中心とした水辺の新たなにぎわい拠点の創出、快適な歩行者空間の確保等を図ることにより、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、本案のとおり都市再生特別地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更に係る土地の区域

大阪市 北区 堂島浜一丁目 地内